

景観政策課 届出・申請等一覧

新型コロナウイルスの感染拡大防止の徹底を図るため、下表の各種届出・申請等に係る書類については、当面の間、郵送での届出・申請等を受付いたします。積極的なご協力をよろしくお願いいたします。

なお、これらに係る事前相談・事前協議につきましても、可能な限りデータ等でお送りいただきますようお願いいたします。

また、必ず電話等にて事前確認したうえで送付いただくようお願いいたします。

(返信用封筒や手数料の納付などについては、電話の際にご説明します)。

(表) 郵送受付可能な届出・申請等一覧

担当係	届出・申請等の種類	返信用封筒	手数料	部数
景観係	風致地区内における行為の許可申請	○	—	2部 (正副各1部)
	景観地区内における行為の認定(許可)申請	○	—	
	景観計画区域内行為の届出	○	—	
	眺望景観形成区域内行為の届出	○	—	
	斜面緑地保全区域内行為の届出	○	—	
	屋外照明設備設置等実施計画書	○	—	
	夜間景観形成区域内行為の届出	○	—	
	沿道景観形成区域内行為の届出	○	—	
屋外広告物係	屋外広告物許可申請書	○ ^{※2}	○ ^{※1}	1部 ^{※2} (正のみ)
	屋外広告物確認申請書	○ ^{※2}	○	
	屋外広告物設置届出書	○ ^{※2}	—	
	屋外広告物設置者(管理者)変更届	— ^{※2}	—	
	屋外広告物除却・滅失届	— ^{※2}	—	
	屋外広告業登録申請書	○ ^{※2}	○	
	屋外広告業の登録事項の変更・廃業届	○ ^{※2}	—	

※1 ポスターやのぼり旗等の許可・確認申請書(短期)は郵送の場合、手続きに時間(2~3週間程度)を要するため、早めの手続きをお願いします。

※2 お客様の方で控えが必要な場合は、返信用封筒を同封の上、2部送付してください。

金沢市 都市整備局 景観政策課

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 電話 :076-220-2364

FAX :076-224-5046

E-mail :keikan@city.kanazawa.lg.jp